

道路占用工事共通指示書

第1章 総 則

(目的)

第1条 本指示書は、道路占用工事の施工に関する一般的事項を示すことにより、道路占用工事の安全かつ円滑な施工並びに道路の構造の保全及び機能の維持を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本指示書は、道路の掘削を伴う道路占用工事（以下「工事」という。）に適用する。

2 道路の占用の許可若しくは回答を受けようとする者又はこれを受けた者（以下「占有者」という。）は、道路法、同法施行令、同法施行規則、道路占用許可申請（協議）書、その添付図書に記載された事項、許可（回答）書に付された条件及び本指示書に定めるところによるとともに、工事の実施に関する諸規定を遵守して工事を施工しなければならない。

3 道路管理者は、本指示書のほかに、必要と認めた場合は、特記指示書を付加する。

4 特記指示書は、本指示書に優先するものとする。

(工事の指示又は変更)

第3条 工事の施工の細部については、所轄土木（工事）事務所長又は大子工務所長（以下「所長」という。）の指示に従わなければならない。

2 占有者は、本指示書及び添付図書によりがたい事情が生じたときは、所長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(工事の計画及び施工)

第4条 占有者は、路上工事の縮減及び改善に配慮して施工計画を策定し、施工計画書を所長に提出しなければならない。また、工事の施工にあたっては、沿道住民に工事の内容を十分周知しなければならない。

ただし、軽易なものについては、施工計画書の一部を省略することができる。

2 所長が必要と認めた場合は、工事方法図又は工事完成図等を指示する箇所に掲示させることがある。

3 施工計画書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 工事の概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 緊急時の体制及び対応
- (5) 使用機械

- (6) 使用資材
- (7) 施工方法
- (8) 施工管理計画
- (9) 交通管理
- (10) 安全管理
- (11) 仮設備計画
- (12) 環境対策
- (13) その他

4 占有者は、施工計画書の内容に変更が生じ、その内容が重要な場合には、その都度変更に関連するものについて、変更施工計画書を所長に提出しなければならない。

5 占有者は、ガス管理埋設箇所及びその周辺における工事の施工にあたっては、第3項第4号の緊急時の体制及び対応として次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) ガス漏えいが発生した場合における工事区間ごとの通報責任者氏名、ガス事業者、警察及び消防機関に対する連絡方法
- (2) ガス漏えいが発生した場合における付近住民等に対する警報措置
- (3) 緊急処理用機械の配備等の緊急処理体制に関する措置
- (4) ガス管防護のため、現場に立ち会うガス事業者の担当者氏名及び連絡方法
- (5) 上記のほか、事故防止対策等のため必要と認められる事項

(工期)

第5条 占有者は、許可(回答)書に記載した工期内に工事を完成しなければならない。

(保安)

第6条 保安施設は、「土木工事保安対策技術指針 茨城県」に準拠して実施しなければならない。

2 占有者は、工事の施工中は交通整理員を配置(茨城県公安委員会が認定した路線においては、交通誘導警備業務1級又は2級の検定合格警備員を1人以上配置)し、保安要員に巡視点検をさせ、安全かつ円滑な道路の交通を確保しなければならない。

(提出書類)

第7条 占有者は、道路管理者が必要とする書類等を速やかに提出しなければならない。

(検査)

第8条 占有者は、工事完成後速やかに所長の検査を受けなければならない。

ただし、工事中においても所長が必要と認めた場合には検査を受けなければならない。

2 前項の検査は、次の各号に掲げる事項によるものとする。

- (1) 占有者は、検査に立ち会うとともに必要な資料を求められた場合は、その指示に従わなければならない。
- (2) 検査は、「茨城県土木工事施工管理基準」及び「茨城県土木工事出来形及び品質の規格値」に準拠して行うものとする。
- (3) 検査の際に指摘された箇所の手直しは直ちに行い、再検査を受けなければならない。

(4) 検査に要する費用は、占有者が負担しなければならない。

(騒音振動対策)

第9条 占有者は、工事の施工にあたっての騒音振動対策については、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和51年3月2日付け建設省経機発第54号)及び関係法令を遵守し、騒音及び振動の防止又は軽減を図り、生活環境の保全に努めなければならない。

2 占有者は、工事の施工に起因して、著しい交通振動が発生していると認められる場合は、所長の指示により、交通振動の測定を行わなければならない。

3 占有者は、前項の測定の結果、基準を超過している場合は、速やかに振動の防止又は軽減を図るための措置を講じなければならない。

(路面の維持)

第10条 占有者は、工事現場付近の路面を常に良好な状態に保つとともに、路面及び排水施設等に補修又は清掃の必要が生じた場合には、速やかに実施しなければならない。

(現場発生品の処理)

第11条 占有者は、工事の施工により生じた現場発生品は、現場発生品調書を所長に提出し、その処理に関する指示に従わなければならない。

(品質管理)

第12条 占有者は、道路復旧材料について、常に品質及び規格を満足するように管理するとともに、所長がその資料の提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。

(安全確保)

第13条 占有者は、常に工事の安全に留意し、事故防止に万全を期すとともに、万一事故が発生した場合における対策を平素から立案しておかななければならない。

なお、事故が発生した場合又は発生するおそれがあるときは、直ちに応急措置を行うとともに、遅滞なく所長及び関係官公署に連絡し、その指示を受けて必要な措置を講じなければならない。また、その事故原因を究明し、再発防止のための対策を講じなければならない。

2 占有者は、ガス管理埋設箇所及びその周辺における工事の施工にあたっては、現場において工事の施工方法に誤りがないように工事施工者及び現場作業員を指導しなければならない。

3 前項において工事が「ガス爆発事故の防止に関する緊急の措置について」(昭和45年5月11日付け道政発第34号)の記2に定める「大規模掘削工事」に該当する場合は、ガス事業者を立ち合わせなければならない。

(境界杭等)

第14条 占有者は、境界杭、境界鉄、基準点、水準点及びこれらに類するものの位置・高さに変動のないように必要な措置を講じなければならない。

ただし、工事の状況により支障が生じた場合は、所轄事務所係員及び関係者と立会確認のうえ一時撤去し、工事完成後所轄事務所係員及び関係者の立会確認を受け、その指示により設置しなければならない。

(写真撮影)

第 15 条 占有者は、工事着手前の現場の状況（街路樹等を含む。）、完了後外部から明視できない箇所（埋設物明示を含む。）及び重要な段階等の工事状況写真を撮影し、所長からの指示があったときは、速やかに提出しなければならない。

写真撮影は「写真管理基準（案）茨城県」に準拠するものとする。

ただし、軽易な工事ですべて事前に所長の了承を得た場合にはこの限りでない。

(工事現場の照明)

第 16 条 工事の施工が夜間である場合は、「土木工事保安対策技術指針 茨城県」に準拠し、照明施設を設置しなければならない。

(現場管理)

第 17 条 占有者は、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。

(市街地における工事の施工)

第 18 条 市街地において工事を施工する場合は、「建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）」（平成 5 年 1 月 12 日付け建設省経建発第 1 号）に準拠して施工しなければならない。

(関係官公署等との連絡)

第 19 条 占有者は、関係官公署と常に緊密な連絡を保つよう努めるとともに、必要がある場合は、所長にその内容を報告しなければならない。

(紛争の防止等)

第 20 条 占有者は、工事現場が隣接し、又は他の工事と競合する場合は、相互協調して紛争を防止するよう努めなければならない。

2 占有者は、工事の施工中においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 道路の構造に影響を及ぼす行為
- (2) 安全かつ円滑な道路交通を妨げる行為
- (3) 公衆に迷惑を及ぼす行為

5 占有者は、工事現場内の安全巡視を行い、風紀衛生、火災及び盗難に対して十分注意を払わなければならない。

(工事に起因する損害又は紛争の処置)

第 21 条 占有者は、工事に起因して道路構造物に損傷を与えた場合若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者と紛争が生じた場合は、速やかに所長に報告し、占有者の責任

において損害を賠償し、又は紛争を解決しなければならない。

(条件変更その他)

第 22 条 道路管理者が必要と認めたときは、工事の方法又は条件の変更をすることができる。

2 道路管理者は、占有者が本指示書を履行せず又は履行が不完全であると認められるときは、当該工事の全部又は一部を中止させることができる。

3 占有者は、道路管理者から工事の手直しを命じられたときは、速やかにその指示に従わなければならない。

第 2 章 掘削

(取り壊し)

第 23 条 占有者は、舗装の取り壊しにあたっては、施工位置、方法等について所長の承認を受けて実施しなければならない。

2 車道部分の掘削幅は、必要最小限としなければならない。

3 歩道部分の掘削幅は、アスファルト系舗装の場合には前項に準ずるものとし、平板等の舗装の場合においては、1枚を単位として、必要最小限とする。

(土砂及び工所用資材の搬入・搬出)

第 24 条 舗装の破壊片及び掘削土砂は直ちに工事現場から搬出するものとし、歩車道に堆積し、又は路上で小割してはならない。

2 ダンプトラック等大型貨物自動車により多量の土砂又は工所用資材の搬入・搬出及び工事機械の輸送を伴う工事については、搬送計画、通行道路の選定、運行に関する事項、交通誘導員等の配置、標識等の設置その他安全対策の基本的事項を定め、事故防止に万全を期さなければならない。

(掘削)

第 25 条 掘削は次の各号に掲げる事項を遵守して施工しなければならない。

(1) 掘削は、布堀り、つぼ堀り又は推進工法もしくはこれに準ずる工法とし、えぐり堀りを行ってはならない。

車道舗装部分の掘さく幅は、最小限 0.6 メートルとし、それ以上の幅を必要とする場合は、0.05 メートル単位に拡幅することができるものとする。歩道舗装部分の掘さく幅は、最小限 0.5 メートルとし、それ以上の幅を必要とする場合は、0.05 メートル単位に拡幅することができるものとする。

(2) 掘削面積は当日中に復旧可能な範囲とする。ただし、所長の承認を受けた場合には、この限りではない。

(3) 軟弱地盤又は湧水地帯等で湧水又は溜り水がある場合には、路面に放流してはならない。ただし、やむを得ず道路の排水施設に放流する場合には、所長の指示により沈

砂濾過施設等を設けなければならない。

- (4) 湧水又は溜り水が多量な場合は、所轄事務所係員と打合せのうえ、当該箇所にグラウト工、止水工等を行い、土砂の流出、地盤のゆるみ等を防止しなければならない。
- (5) 道路を横断して掘削する場合は、交通を妨げない措置を講じなければならない。
- (6) 沿道に接近して通路を掘削する場合は、出入りを妨げないように必要な措置を講じなければならない。
- (7) 掘削土砂は、交通に支障のない場所に搬出し、歩車道に堆積してはならない。
- (8) 掘削は、地山の状態、掘削周辺の荷重の状態、掘削面の開放時間等によって掘削工法を検討し、施工しなければならない。
- (9) 路面の排水を妨げない処置を講じなければならない。

(掘削の制限)

第 26 条 原則として、次の期間内は掘削をしてはならない。

車道舗装の場合 舗装完了後 5 年

歩道舗装の場合 舗装完了後 3 年

ただし、次の各号に掲げる場合において、道路管理者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 災害の防止、事故の復旧等一般交通の危険を防止するため掘削する場合
- (2) 沿道建築物に対する引き込み管路のため掘削する場合
- (3) その他公共事業等のやむを得ない場合（やむを得ない場合とは、前 2 号の場合等、当該規制措置が講じられる前の段階では想定され得なかった工事であり、管路・線路の老朽化による取替工事等、計画的になされるべき工事は含まない。）

第 3 章 土留工

(土留)

第 27 条 掘削は原則として土留工を施し、施工方法は土質、占用物件の規模、既設埋設物、交通状況等を考慮したうえで選定するとともに、その構造は十分安全でなければならない。

(杭、矢板等の打設)

第 28 条 杭、矢板等を打設する場合は、あらかじめ地下埋設物件を調査確認のうえ打設するものとし、原則として掘削底面から 1.5 メートル以上の深さまで根入れをしなければならない。

(土留板)

第 29 条 土留板は、掘削後直ちにはめ込み、土留板と掘削土壁との間に隙間がないよう念入りに施工しなければならない。

(切りばり)

第 30 条 切りばりは、座屈のおそれがなく、かつ、ゆるみが生じて落下することのないように施工しなければならない。

(特殊工法)

第 31 条 アースアンカー、ウェルポイント、連続杭、連続地中壁、凍結工法、注入工法、グラウト工法等の特殊な工法を用いる場合は、施工計画書に明記しなければならない。

第 4 章 埋設物

(埋設物の事前確認及び保安措置)

第 32 条 占有者は、工事着手前に工事区域並びにその周辺の埋設物の位置、構造及び老朽度を調査し、埋設物の確認及び当該埋設物の管理者と損傷防止のための事前協議を行ったうえで、保安のために必要な措置を行わなければならない。

(施工時の留意事項)

第 33 条 占有者は、工事施工中、周囲の地盤のゆるみ又は沈下について常に注意し、特に近接埋設物について危険のないよう十分留意して掘削を行わなければならない。

2 杭、矢板等の打設のための布掘り、つぼ掘り等の掘さくは人力をもって行わなければならない。ただし、埋設物がないことが明確である場合は、この限りでない。

3 埋設物を露出させたまま工事を施工する場合は、埋設物の管理者と十分連絡打合せのうえ事故のないように留意するとともに必要に応じて適切な措置を講じた後、掘さくを行わなければならない。

(火気)

第 34 条 引火のおそれのある埋設物等の付近においては、溶接機、切断機などの機械器具を使用してはならない。

(埋設物の防護)

第 35 条 工事のために露出した地下埋設物に対し、受け防護又は吊り防護を行う場合に使用する材料は、十分な強度を有するものでなければならない。

2 防護を行う場合は、事前に埋設物管理者の承認を受けなければならない。

(埋設物の明示)

第 36 条 地下に埋設し、又は埋設してある通信線、水道管、下水道管、ガス管、電線及び石油管（各戸の引き込み、及び国土交通省令で定めるものを除く。）については、埋設物件の名称、管理者、埋設の年その他保安上必要な事項を次の各号に従い明示しなければならない。

(1) 明示事項

種別	企業名等	記載事例
通信	〇〇 通信	メタルケーブル, 光ケーブル
水道	〇〇 水道	
下水道	〇〇 下水道	圧送
ガス	〇〇 ガス	中圧
電気	〇〇 電力	特高
石油	〇〇 石油	

埋設の年は、西暦年を使用すること。

(2) 明示材料 (以下のいずれかを使用する。)

規格…テープ幅 3 センチメートル以上 (管に直接明示する場合は同等の大きさとする。)

シート幅 15 センチメートル以上 (管の上部の適切な位置に敷設する。)

明示板縦 15 センチメートル以上

横 7 センチメートル以上

材質…耐薬品性, 無腐食, 長期無退色

(3) 明示色

通信……赤色 水道…青色 (工業用水…白色)

下水道…茶色 ガス…緑色

電気……オレンジ色 石油…黄色

2 シートの埋設位置は、管上 30 センチメートル (ガス管については 50 センチメートルとすることができる。) を標準とする。ただし、管路の土被りとの関係上舗装との離隔が確保できない場合は、どちらも 10 センチメートルまで縮小できるものとする。また、更に管天端が舗装下端に等しいときは、舗装下端に埋設しなければならない。

(地下埋設物の深さ)

第 37 条 地下埋設物の埋設深さは次の各項に掲げるものとする。ただし、当該道路の舗装構成 (現状交通量区分と整合がとれていない場合等)、土質の状態 (明らかに軟弱地盤である箇所等)、交通状況 (周辺開発などにより交通量が変化すると想定される場合等) 及び気象状況等からこれによることが不適切であると所長が認めた場合は、その状況に適した埋設の深さとする。

1 電線類

(1) 電線を車道の地下に設ける場合、地下電線の頂部と路面との距離は原則 0.8 メートル以上とする。ただし、次に該当する場合には、浅層化することができる。

ア 表-1 及び表-2 に掲げる電線の場合

当該電線を設ける道路の舗装の厚さ (路面から路盤の最下面までの距離をいう。以下同じ。) に 0.1 メートルを加えた値以上とする。ただし、舗装計画交通量が 250 台/日・方向未満の場合において、ケーブル及び径 150 ミリメートル未満の管路を設置する場合においては、電線の頂部と下層路盤の上面との距離を 0.1 メートル以上とする。

イ 表-3 に掲げる電線の場合

当該電線を設ける道路の舗装の厚さに 0.3 メートルを加えた値 (当該値が 0.6 メートルに満たない場合には、0.6 メートル) 以上とする。

(2) 電線を歩道（当該歩道の舗装が一定以上の強度を有するものに限る。）の地下に設ける場合、地下電線の頂部と路面との距離は原則 0.6 メートル以上とする。ただし、次に該当する場合には、浅層化することができる。

ア 表-1 及び表-2 に掲げる電線の場合

電線の頂部と路盤上面との距離は 0.1 メートル以上とする。ただし、車両の乗入れ等のための切り下げ部分（以下「切り下げ部」という。）については、道路計画・設計マニュアルにおける出入口幅規格表の 1 種までを含むものとし、2 種及び 3 種に相当するものについては、道路の舗装の厚さに 0.1 メートルを加えた値以上を確保すること。

イ 表-3 に掲げる電線の場合

路面と電線の頂部との距離は 0.5 メートル以上とする。

ウ やむを得ず歩道の路面と当該電線の頂部との距離が 0.5 メートル以下となる場合には、所長の指示に従うこと。

表-1 路床に埋設する場合の適用

項目	適用
鋼管 (JIS G 3452)	径 250mm 以下のもの
強化プラスチック複合管 (JIS A 5350)	径 250mm 以下のもの
耐衝撃性硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741)	径 300mm 以下のもの
硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741)	表-2 のとおり

表-2 路盤又は路床に埋設する場合の適用

項目	適用
耐衝撃性硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741)	径 130mm 以下のもの
硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741)	径 175mm 以下のもの
合成樹脂可とう電線管 (JIS C 8411)	径 28mm 以下のもの
波付硬質ポリエチレン管 (JIS C 3653 付属書 1)	径 30mm 以下のもの
電力ケーブル	600V CVQ ケーブル (より合せ外径 64mm)
	600V CVQ ケーブル (より合せ外径 27mm)
通信ケーブル (光)	40SM-WB-N (12mm)
	1SM-IF-DROP-VC (2.0×5.3mm)
通信ケーブル (メタル)	0.4mm50 対 CCP-JF (15.5mm)
	2 対-地下用屋外線 (5.5mm)
通信ケーブル (同軸)	12AC (16mm)
	5CM (8mm)

表-3 コンクリート多孔管の場合の適用

項目	適用
コンクリート多孔管 (管材曲げ引張強度 54kgf/cm ² 以上)	φ125×9条以下のもの

2 水道管，工業用水管

(1) 水道管を車道の地下に設ける場合，管頂部と路面との距離は，次のとおりとする。

ア 表-4に掲げる水道管の場合

管頂部と路面との距離は舗装の厚さに0.3メートルを加えた値以上とする。ただし，当該値が0.6メートルに満たない場合は0.6メートル以上とする。

イ 表-4以外の水道管の場合

管頂部と路面との距離は1.2メートル以上とする。ただし，既設管との関連で真にやむを得ないと認められる場合に限り0.6メートル以上とすることができる。

(2) 水道管を歩道等の地下に設ける場合，管頂部と路面との距離は，次のとおりとする。

なお，本線とは，水道施設における基幹的な線で，道路の地下に設けるに当たっては道路構造の保全等の観点から所要の配慮を要するものを指す。基幹的な線以外の線で，給水管と直接接続されているもの又はそれらと直接接続することが予定されているものは，一般的には本線以外の線として取り扱うことが可能である。

ア 表-4に掲げる水道管かつ本線以外の場合

管頂部と路面との距離は0.5メートル以上とする。

イ 前号以外の水道管の場合

管頂部と路面との距離は0.6メートル以上とする。

ウ 切り下げ部がある場合で，路面と当該水管の頂部との距離が0.5メートル以下となるときは，切り下げ部の地下に設ける水道管につき所要の防護措置を講じること。

表-4 水道事業

項目	適用
鋼管 (JIS G 3443)	径 300mm 以下のもの
ダクタイル鋳鉄管 (JIS G 5526)	径 300mm 以下のもの
硬質塩化ビニル管 (JIS K 6742)	径 300mm 以下のもの
水道配水用ポリエチレン管 (引張降伏強度 204 kgf/cm ² 以上)	径 200 mm以下で外径の厚さ =11 以下のもの

3 下水道管

(1) 下水道管の本線を埋設する場合，管頂部と路面との距離は，次のとおりとする。

なお，本線とは，各家庭への引込管と直接接続されていないものとする。下水道法施行規則第3条第1項に規定する「主要な管渠」は，概ね本線に該当する。

ア 表-5に掲げる下水道管の場合

当該下水道管を設ける道路の舗装の厚さに0.3メートルを加えた値以上とする。ただし，当該値が1.0メートルに満たない場合には1.0メートル以上とすること。

イ 表-5以外の下水道管の場合

- 管頂部と路面との距離を 3.0 メートル以上とする。ただし、既設管との関連で真にやむを得ないと認められる場合に限り 1.0 メートル以上とすることができる。
- (2) 下水道管の本線以外の管を車道の地下に設ける場合、管頂部と路面との距離は、次のとおりとする。
- ア 表-5 に掲げる下水道管の場合
当該道路の舗装の厚さに 0.3 メートルを加えた値以上とする。ただし、当該値が 0.6 メートルに満たない場合には 0.6 メートル以上とする。
なお、外圧 1 種ヒューム管を用いる場合には、当該下水道管と路面との距離は、1.0 メートル以上とする。
- イ 表-5 以外の下水道管の場合
管頂部と路面との距離 1.2 メートル以上とすること。ただし工事实施上やむを得ない場合にあっては、1.0 メートル以上とすることができる。
- (3) 下水道管の本線以外の管を歩道等の地下に設ける場合、管頂部と路面との距離は、次のとおりとする。
- ア 表-5 に掲げる下水道管かつ本線以外の場合
管頂部と路面との距離は 0.5 メートル以上とする。
なお、外圧 1 種ヒューム管を用いる場合には、当該下水道管と路面との距離は、1.0 メートル以上とすること。
- イ 表-5 以外の下水道管の場合
管頂部と路面との距離は 0.6 メートル以上とする。
- ウ 切り下げ部があり、路面と当該下水道管の頂部との距離が 0.5 メートル以下となるときは、切り下げ部の地下に設ける下水道管につき所要の防護措置を講じること。

表-5 下水道事業

項目	適用
ダクタイル鋳鉄管 (JIS G 5526)	径 300mm 以下のもの
ヒューム管 (JIS A 5303)	径 300mm 以下のもの
強化プラスチック複合管 (JIS A 5350)	径 300mm 以下のもの
硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741)	径 300mm 以下のもの
陶管 (JIS R 1201)	径 300mm 以下のもの

4 ガス管

- (1) ガス管を車道の地下に設ける場合、管頂部と路面との距離は、次のとおりとする。
- ア 表-6 に掲げるガス管の場合
当該道路の舗装の厚さに 0.3 メートルを加えた値以上とすること。ただし、当該値が 0.6 メートルに満たない場合には、0.6 メートル以上とする。
- イ 表-6 以外のガス管の場合
管頂部と路面との距離は 1.2 メートル以上とすること。ただし、既設管との関連で真にやむを得ないと認められる場合に限り 0.6 メートル以上とすることができる。
- (2) ガス管を歩道等の地下に設ける場合、管頂部と路面との距離は、次のとおりとする。

なお、本線とは、ガス施設における基幹的な線で、道路の地下に設けるに当たっては道路構造の保全等の観点から所要の配慮を要するものを指す。基幹的な線以外の線で、引込管と直接接続されているもの又はそれらと直接接続することが予定されているものは、一般的には本線以外の線として取り扱うことが可能である。

ア 表-6に掲げるガス管かつ本線以外の場合

管頂部と路面との距離は0.5メートル以上とする。

イ 表-6以外の水道管の場合

管頂部と路面との距離は0.6メートル以上とする。

ウ 切り下げ部がある場合で、路面と当該水管の頂部との距離が0.5メートル以下となるときは、切り下げ部の地下に設けるガス管につき所要の防護措置を講じること。

表-6 ガス事業

項目	適用
鋼管 (JIS G 3452)	径 300mm 以下のもの
ダクタイル鋳鉄管 (JIS G 5526)	径 300mm 以下のもの
ポリエチレン管 (JIS K 6774)	径 300mm 以下のもの

(既設地下埋設物との交差)

第 38 条 埋設地下埋設物に対しては、下越し工法により申請管路を設置するものとする。

なお、十分な離隔がとれないためやむを得ず上越しする場合にあたっては、管路下層の補強を行うものとする。

(地下埋設物の防護措置)

第 39 条 既設管との関連、あるいは橋梁、暗渠、立体交差箇所に取り付けのために、路面と埋設管頂部との距離を確保できない場合は、コンクリート胴締め等により防護措置を行うこと。

2 地盤が岩盤等特異な箇所において路面と管頂部との距離が本基準により行われなかった箇所については、コンクリート胴締め等により防護措置を行うこと。

第 5 章 覆工

(車道の覆工及びすり付け)

第 40 条 覆工板、桁、杭等の仮設構造物は、十分安全な構造で設計し、施工しなければならない。

2 覆工は原則として鋼製又はPCコンクリート製覆工板を使用するものとし、安全で強固な滑り抵抗の大きい製品でなければならない。

3 覆工板は荷重に十分耐え、はね上がり、ばたつき又は振動等によりゆるみを生じないようにし、各覆工板との間は隙間の生じないようにしなければならない。

4 舗装路面と覆工板との接合部は極力段差が生じないように施工しなければならない。

ただし、やむを得ず段差が生じた場合は、縦・横断方向ともアスファルト・コンクリートで交通に支障のないようにすりつけなければならない。
 (縦断方向は5%以下ですり付け、「道路工事保安施設設置基準」に準拠した「段差」の表示板を設置しなければならない。)

(歩道の覆工)

第 41 条 歩道の覆工は在来の歩道形状を保持する構造とし、隙間のないように取り付け、必要に応じて歩車道の境界には、防護柵を設置しなければならない。

(覆工の管理)

第 42 条 覆工部は常時点検し、その機能保持に万全を期するとともに、現場付近に常時予備覆工板を用意しておかなければならない。

2 覆工板表面の滑り止めが摩滅等によってその機能が低下した場合は、取替え等を行わなければならない。

(覆工の出入口)

第 43 条 覆工部に地下への出入口を設ける場合は、作業場内に設けることを原則とする。
 やむを得ず作業場以外に設ける場合には、車道部以外に設置しなければならない。

2 地下への出入口の周囲には、高さ 1.2 メートル以上の柵等を設置し、確認しやすい色彩とするとともに照明を設けるものとし、出入時以外は閉じておかなければならない。

(材料等の搬入・搬出)

第 44 条 材料等の搬入・搬出にあたり覆工板の一部をはずす場合は、その周囲に保安施設を設けるとともに、専任の誘導員を配置して関係者以外の立ち入りを防止し、夜間は照明設備を設置しなければならない。

2 材料等の搬入・搬出作業が終了したときは、直ちに覆工板を復元しなければならない。

第 6 章 埋戻し

(撤去、点検)

第 45 条 埋戻しに際し、杭、矢板等は抜き取ることを原則とし、掘削箇所内に工事材料等が残置しないように十分点検しなければならない。

(埋戻しの材料及び方法)

第 46 条 車道部の埋戻し材は、路床用砕石、再生砕石 (RB-40)、水砕スラグ、路床用山砂、改良土 (設計 CBR に合致するもの) を使用するものとする。

なお、路体及びこれに相当する部分については、所長の承認を受けて良質発生材 (表層、基層を除く路盤・路床材の砂及び砕石) 及び、CBR 3%以上の発生土又はこれらと同等以上の土砂、砂、改良土を埋戻し材として使用することができる。

2 歩道部の埋戻し材は、良質発生材 (砂及び砕石) 及び、CBR 3%以上の発生土又はこれ

らと同等以上の土砂、砂、改良土を使用するものとする。

- 3 埋戻しは埋設物、構造物等に十分留意のうえ行い、その周辺は特に入念に突き固めなければならない。
- 4 路盤工から上層部の施工については、第 10 章によるものとする。
- 5 埋戻しは特に指示がない限り、当日に仮復旧又は本復旧まで完了しなければならない。

(杭、矢板等の残置)

第 47 条 残置は原則として禁止であるが、やむを得ず杭、矢板等を残置にする必要が生じた場合は、事前に所長の承認を受けなければならない。

また、残置をする場合には、原則として車道部は路面から深度が 2.5 メートル以上、歩道部は路面から深度が 1.5 メートル以上で切断しなければならない。

- 2 残置物件が生じた場合は、残置物件を明らかにした図面、調書を所長に提出しなければならない。

第 7 章 特殊工法

(推進工法、シールド工法等)

第 48 条 推進工法又はシールド工法等における施工で、発信杭及び到達杭の土留工については、第 3 章を遵守し、掘削に際してはえぐり掘りを行ってはならない。

- 2 掘削部における覆工背面の充填は十分に行わなければならない。
- 3 グラウトの工法においては、注入量及び材料の配合に関する関係資料を所長に提出しなければならない。ただし、薬液注入工法を行う場合には、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」(昭和 49 年 7 月 10 日付け建設省官技発第 160 号)によるものとする。
- 4 スキップの設置位置及び方法については、所長の指示に従わなければならない。この場合において、スキップは囲いを設け歩行者及び通行車両に土砂の飛散等の迷惑とならないような措置を講ずるとともに、必要な安全施設を設けなければならない。
- 5 次の各号に掲げる事項については、所長に報告しなければならない。
 - (1) 施工状況
 - (2) 進捗状況
- 6 工事着手前、工事期間中及び工事完了後に工事現場付近の路面の高さを測量し、その資料を所長に提出しなければならない。

第 8 章 仮復旧

(復旧工事の受託)

第 49 条 占用に伴う掘削後の復旧工事は、占用者が行うものとする。

ただし、次の各号に掲げる場合は、道路管理者が受託することができる。

- (1) 道路全域にわたり影響するような大規模な掘削工事で、その復旧に高度の舗装技術

を必要とする場合

- (2) 占用工事による掘削が他の占用工事と競合及び隣接することにより、道路管理者が統一して復旧する必要がある場合
- (3) 復旧工事と併せて道路補修工事等を施工する必要がある場合
- (4) その他道路管理者が特に必要があると認めた場合

(費用負担)

第 50 条 道路管理者が本復旧を受託する場合は、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 工事に要する費用は、道路管理者の算定するところにより占用者が負担しなければならない。
- (2) 工事に要する費用は、茨城県の発行する納入告知書により納入しなければならない。

(仮復旧)

第 51 条 仮復旧は、埋戻し完了後直ちに行わなければならない。

2 仮復旧の標準舗装構成は次のとおりとするが、特記指示書がある場合には、これに従い施工しなければならない。

なお、特記指示書により、仮復旧（車道、歩道共）の際、本復旧構造の碎石路盤については本復旧（路盤先行）として施工することができる

＜標準舗装構成＞

交通量の多い箇所 6,000 台/日以上		交通量の比較的少ない箇所 6,000 台/日未満	
表 層	5 cm	表 層	5 cm
基 層	5 cm	路 盤	20cm
路 盤	20cm		

※簡易舗装箇所は表層厚 4 cm

3 本復旧を施工するまでの間、占用者は、工事の施工箇所を常に巡回し、道路の周辺的生活環境を保全するため、道路交通に伴う騒音及び振動の防止又は軽減を図るよう、特に配慮しなければならない。また、路面の沈下、排水処理その他不良箇所が生じたときは、直ちに手直しを実施し、安全かつ円滑な交通を確保しなければならない。

第 9 章 本復旧

(復旧方法)

第 52 条 本復旧は、次の各号に掲げるところにより施工しなければならない。

- 1 交付された特記指示による。
- 2 復旧面積は所轄事務所係員の立ち会いにより決定する。

なお、掘削規制期間内にやむを得ず掘削する場合は、次の各号に掲げるように本復旧に併せて舗装の打換え等を実施するものとする。

- (1) 車道部にあっては、1車線全ての舗装部を復旧することとする。(工法としては表層の切削オーバーレイも可能とする。)
- (2) 歩道部にあっては、歩道全幅員の舗装部を復旧することとする。

(責任期間)

第53条 工事完了後の道路構造物の責任期間は、検査合格の日から2箇年間とする。ただし、街路樹の復植については1箇年とする。

第10章 舗装工

(路盤工)

- 第54条 下層路盤材料は、碎石、玉砕、砂利、砂等又はこれらの混合物で、粘土塊、有機物、ごみ又はその他有害物を含んでいてはならない。
- 2 上層路盤材料は、堅硬で耐久的な碎石、玉砕等を砂あるいはその他の適当な材料と混合したもので、粘土塊、有機物、ごみ又はその他有害物を含んでいてはならない。
 - 3 路盤の一層の仕上がり厚は、上層路盤では15センチメートル以下、下層路盤では20センチメートル以下になるように敷きならさなければならない。
 - 4 路盤の締め固めは、最適含水比で締め固めなければならない。
 - 5 プライマーは路盤面の状態、施工時期などにより適当なものを選ばなければならない。

(アスファルト・コンクリート舗装)

- 第55条 混合物を自動車で運搬する際の気象条件によっては、シート類等で覆わなければならない。
- 2 基層工及び表層工の施工に先立ち、路盤面又は基層面の浮石、その他有害物を除去しなければならない。
 - 3 タックコートは原則として気温5℃以下のときには施工してはならない。
 - 4 表層を舗装するにあたって、基層の不陸が甚だしいときは、アスファルト混合物でレベリング層を作り、不陸を整正したのち施工しなければならない。
 - 5 敷きならしは原則としてフィニッシャーによるものとする。ただし、フィニッシャーを使用できない場合は、所長の指示に従って施工しなければならない。
 - 6 混合物は敷きならし後、ローラーによって十分締め固めなければならない。ただし、ローラーによる締め固めが不可能な箇所は、タンパ等で十分締め固めなければならない。
 - 7 横継目、縦継目及び構造物との接触部は、十分締め固めなければならない。
 - 8 継目は十分に締め固めて密着させ、平たんに仕上げなければならない。すでに舗装した端部が十分締め固められてない場合や、亀裂が多い場合は、その部分を切り取ってから隣接部を施工しなければならない。
 - 9 各層の縦継目の位置は15センチメートル以上、横継目の位置は1メートル以上ずらさなければならない。

(コア採取)

第 56 条 検査のためのコアを採取するときは、所長の指示する箇所から抜き取らなければならない。

第 11 章 歩道舗装

(歩道の復旧)

第 57 条 歩道の復旧は、路床の不陸を修正し、十分に転圧を行った後、次の各号に掲げる
ところにより施工しなければならない。

- (1) 砂利道の場合は、路面に碎石あるいは切り込み砂利を敷きならし、十分に転圧を行
わなければならない。
- (2) 平板等の舗装の場合は、所定の砂又は路盤工を施工し、その上に平板等を丁寧に張
り詰めるものとする。ただし、平板等の張り詰めが不可能な箇所については、現場打ち
コンクリートで舗装し、平板等の目地と合わせて目地切りを行わなければならない。
- (3) アスファルト・コンクリート舗装の場合は、所定の路盤工を施工し、その上にアス
ファルト混合物で舗装（厚 3 センチメートル）するものとする。
- (4) 切り下げ箇所の場合は、セメント・コンクリート（標準として路盤厚 20 センチメー
トル、コンクリート厚 20 センチメートル、コンクリート強度 $\delta 28 \geq 21 \text{N/mm}^2$ ）又はア
スファルト・コンクリート（標準として路盤厚 25 センチメートル、アスファルト厚 5 セ
ンチメートル）で舗装しなければならない。

第 12 章 道路付属物その他

(道路付属物等の工事の承認)

第 58 条 占有者は、道路付属物に移設が生じたときには、あらかじめ所長に届け出て、そ
の指示に従わなければならない。また、工事中に数量等の変更が生じた場合も同様とす
る。

(道路付属物の原状回復)

第 59 条 工事に起因して生じた道路付属物の損傷は、占有者の責任において原状に回復し
なければならない。この場合において必要な材料及び強度は、所長の指示に従わなけれ
ばならない。

(道路標識、区画線及び道路標示)

第 60 条 工事のためやむを得ず道路標識の移設を行う場合は、沿道の樹木、広告物、建造
物等に留意し、道路の管理上支障とならない場所を選定しなければならない。

- 2 工事のためやむを得ず区画線及び道路標示を消去する場合は、削り取り等適切な方法
により消去するものとし、新旧の区画線が錯綜して見えることのないようにしなけれ
ばならない。

(防護柵)

第 61 条 工事のためやむを得ず防護柵を一時撤去した場合には、本復旧までの間必要な措置を講じておかなければならない。

(街路樹等)

第 62 条 工事区間内に植栽されている樹木類は、むやみに剪定等を行ってはならない。また、消毒、整枝剪定、灌水、植樹柵内の保護等については所長の指示に従わなければならない。

2 工事のためやむを得ず移植を行う場合は、次の各号に掲げる事項について所長の指示に従わなければならない。

- (1) 移植時期（復植を含む。）
- (2) 移植方法（復植を含む。）
- (3) 移植場所

(照明設備)

第 63 条 工事のためやむを得ず照明設備の移設を行う場合は、既照度を保つ照明施設にしなければならない。

2 引込柱、配電塔及び地中線等を移設する場合は、所長の指示によらなければならない。

なお、移設に伴い電気の需給契約等に変更が生じる場合は、所長に報告し、その指示に従わなければならない。

(路肩、法面等)

第 64 条 路肩及び法面等の復旧は、原則として占用者の責任において原状に復旧しなければならない。ただし、細部については、所長の指示に従わなければならない。

第 13 章 その他

(その他)

第 65 条 本指示書のほか、「茨城県土木工事共通仕様書」、「建設工事公衆災害防止対策要綱—土木工事編」及び「建設副産物適正処理推進要綱」を参考にして施工するものとする。

(参考) 路面掘削箇所の復旧範囲について

復旧面積は掘削部分、K d 部分及び必要により A_1 、 A_2 、 B_1 、 B_2 部分を加えたものとし、標準的には、次式により算定する。

ただし、工事に起因して隣接する既設舗装に欠陥を生じさせた場合(亀裂、落ち込み、平坦性阻害等)には、その部分を復旧面積に加えるものとする。

$$S = (m + 2K d + A_1 + A_2) \times (n + 2K d + B_1 + B_2)$$

- S 復旧面積
- m 掘さく部分の長さ
- n 掘さく部分の幅
- d 掘さく部分の路盤の厚さ
- K コンクリート舗装の場合は 1.4 倍
アスファルト舗装の場合は 1.0 倍

A₁, A₂ 道路の中心線と平行の方向の K d 部分から舗装の絶縁線(目地板端等をいう。以下同じ。)までの距離(車道 1.2 メートル, 膨張目地に係るときは 1.8 メートルより大きくなるときは 0 とする。歩道 0.6 メートルより大きくなるときは 0 とする。)

B₁, B₂ 道路の中心線と直角の方向の K d 部分の端から舗装の絶縁線までの距離(車道 1.2 メートル, 歩道 0.6 メートルより大きくなるときは 0 とする。)

注 1 「路盤の厚さ」とは, 表層, 基層と路床との間にあつて主として砂利, 碎石等の粒状材料をもって構成された層の厚さをいう。

2 歩道平板舗装について A₁, A₂, B₁, B₂ は対象としない。

3 A₁, A₂, B₁, B₂ 部分の復旧範囲は, 表層及び基層とする。

